

特定商取引に関する法律施行令の改正に係る消費者委員会への諮問について

平成 27 年 11 月
消費者庁取引対策課

1. 諮問の必要性

- 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号。以下「特商法」という。）は、訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売の 3 類型について、他の法律の規定によって消費者の利益の保護ができると認められる場合は適用除外としている。（特商法第 26 条第 1 項第 8 号二）
- 特商法第 64 条第 1 項の規定により、適用除外に関する政令の制定又は改正に当たっては、消費者委員会及び消費経済審議会（経済産業省）へ諮問することとなっているところ。
- 先般の第 189 回通常国会で「金融商品取引法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 32 号。以下この法律によって改正された後の金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。以下「金商法」という。）を「改正金商法」という。）」が成立し、いわゆるプロ向けファンド¹の私募・運用を行う「適格機関投資家等特例業務²」（改正金商法第 63 条第 1 項）を行う者に対する規制が大幅に強化された。
- 具体的には、広告規制、断定的判断の禁止、適合性の原則等の行為規制を大幅に拡充したほか（改正金商法第 63 条第 11 項）、業務改善命令・6 か月以内の業務停止命令に加えて業務廃止命令を規定した（改正金商法第 63 条の 5 第 1 項から第 3 項まで）。
- 加えて、いわゆるプロ向けファンドに出資を行うことのできる者の範囲について、従来は適格機関投資家以外の者（いわゆるアマ）の条件が規定されていなかったが、今回、政令及び内閣府令によって一定の条件を満たす者に限定することとした（改正金商法第 63 条第 1 項第 1 号）。これにより、一般投資家の利益の保護を図ることが可能となる。
- 以上より、今回、改正金商法に規定されたプロ向けファンドの私募・運用を行う者（特例業務届出者）による適格機関投資家等特例業務について特定商取引法施行令の適用除外の規定を検討する必要があることから、今般消費者委員会への諮問を行う。（消費経済審議会への諮問は、別途、経済産業省が行う。）

¹ 1 名以上の適格機関投資家（いわゆるプロ）と 49 名以内の適格機関投資家以外の投資家（いわゆるアマ）を対象とするファンド

² 業務内容としては 組合型集団投資スキーム持分の私募（改正金商法第 63 条第 1 項第 1 号）又は組合型集団投資スキームの財産を主として有価証券やデリバティブ取引に係る権利に投資することによる投資運用（改正金商法第 63 条第 1 項第 2 号）が規定されている。

2. 諮問事項

- 特商法施行令によって特商法の適用除外となる「他の法律の規定によって・・・（消費）者の利益を保護することができる」と認められる」（法第 26 条第 1 項第 8 号二）場合か否かについては、当該規定の導入以降、以下の二点が満たされているかにより判断しているところ。

消費者被害に対する是正措置が整備されていること

設置法に基づく一般的な行政指導等では不十分。具体的には、下記（ ）（ ）のいずれかが法律上規定されており、事業者の不当な勧誘や不当な広告等によって消費者被害が発生した際に発動することが可能であり、消費者被害が発生している状況を予防、一定の強制力をもって改善することができる」と認められる場合を指す。

（ ）業務改善命令、指示命令、約款変更命令、懲戒等に該当する措置（不当な状態の是正）

（ ）許可等の取消処分、営業停止命令等（不当な状態の非継続）

法目的との関係で消費者保護のための是正措置発動が可能であること

- 改正金商法に規定する適格機関投資家等特例業務が上記 及び の基準を満たすかについて検証すると、以下のとおり。

（ ）について）

適格機関投資家等特例業務については、従来は行政処分の対象となっていなかったが、改正金商法により業務改善命令、6 か月以内の業務停止命令、さらに業務廃止命令を発動することが可能となった（改正金商法第 63 条の 5 第 1 項から第 3 項まで）。また、従来は簡素な行為規制（虚偽告知の禁止及び損失補てん等の禁止）のみがかかっていたが、今般の法改正により行為規制が大幅に拡充され、顧客に対する誠実義務（金商法第 36 条第 1 項）や広告等の規制（金商法第 37 条）、断定的判断の提供禁止（金商法第 38 条第 2 号）、適合性の原則（金商法第 40 条）等が新たに適用されることとなった。

以上より、消費者被害に対する是正措置が整備されていると言える。

（ ）について）

金商法は「...有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、もつて国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資すること」を目的としており（第 1 条）、購入者概念を含む「投資者」の保護のために是正措置が行われ得ることから、法目的との関係で消費者保護のための是正措置発動が可能と言える。

- なお、いわゆるプロ向けファンドに出資を行うことのできる者の範囲について、今回、政令及び内閣府令によって一定の条件を満たす者（国、日本銀行、地方公共団体、金融商品取引業者、保有資産が1億円以上かつ有価証券取引又はデリバティブ取引のための口座を開設して1年以上経過している個人等）に限定し、出資を行うことのできる一般投資家の範囲が極めて狭くなった。このことから、消費者たる一般投資家が望まない取引に巻き込まれる蓋然性は極めて低くなった。
- したがって、改正金商法に規定する適格機関投資家等特例業務は、特商法の適用除外とする旨の特商法施行令の改正を行うのが適当であると考えるところ、消費者委員会に意見を伺いたい。

（注）今回追加される役務を特商法の適用除外とする場合の新旧対照表については別紙1参照。

以上

別紙1

○特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第二（第五条、第五条の二関係） 一～四（略） 五 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三十 六項に規定する信用格付業者が行う同条第三十五項に規定する商 品の販売又は役務の提供、同法第三十五条第一項に規定する金融 商品取引業者が行う同項に規定する役務の提供（同項第五号、第 六号、第九号から第十二号まで及び第十五号に掲げるもの並びに 同法第二条第八項に規定する金融商品取引業として行うものを除 く。）又は同法第三十五条第一項に規定する業務として行う商品 の販売若しくは役務の提供、同法第六十三条第五項に規定する特 例業務届出者が行う同条第一項に規定する役務の提供及び同法第 百五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関が行う同 条第十一項に規定する役務の提供 六～四十九（略）</p>	<p>別表第二（第五条、第五条の二関係） 一～四（略） 五 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三十 六項に規定する信用格付業者が行う同条第三十五項に規定する商 品の販売又は役務の提供、同法第三十五条第一項に規定する金融 商品取引業者が行う同項に規定する役務の提供（同項第五号、第 六号、第九号から第十二号まで及び第十五号に掲げるもの並びに 同法第二条第八項に規定する金融商品取引業として行うものを除 く。）又は同法第三十五条第一項に規定する業務として行う商品 の販売若しくは役務の提供及び同法第百五十六条の三十八第一項 に規定する指定紛争解決機関が行う同条第十一項に規定する役務 の提供 六～四十九（略）</p>

特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）（抄）

（適用除外）

第二十六条 前三節の規定は、次の販売又は役務の提供で訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。

一～七 （略）

八 次に掲げる販売又は役務の提供

イ 金融商品取引法・・・（中略）・・・に規定する役務の提供

ロ 宅地建物取引業法・・・（中略）・・・に規定する商品の販売又は役務の提供

ハ 旅行業法・・・（中略）・・・に規定する役務の提供

ニ イから八までに掲げるもののほか、他の法律の規定によつて訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売における商品若しくは指定権利の売買契約又は役務提供契約について、その勧誘若しくは広告の相手方、その申込みをした者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益を保護することができると認められる販売又は役務の提供として政令で定めるもの

（消費者委員会及び消費経済審議会への諮問）

第六十四条 主務大臣は、第二条第四項、第二十六条第一項第八号二、第二項、第三項各号、第四項第一号若しくは第二号、第五項第二号若しくは第六項第二号、第四十一条第一項第一号（期間に係るものに限る。）若しくは第二項、第四十八条第二項、第五十八条の四又は第五十八条の十七第二項第二号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、政令で定めるところにより、消費者委員会及び消費経済審議会に諮問しなければならない。

改正案	現行
<p>（適格機関投資家等特例業務）</p> <p>第六十三条 次の各号に掲げる行為については、第二十九条及び第三十三条の二の規定は、適用しない。</p> <p>一 適格機関投資家等（適格機関投資家以外の者で政令で定めるもの（その数が政令で定める数以下の場合に限る。）及び適格機関投資家をいう。以下この条において同じ。）で次のいずれにも該当しない者を相手方として行う第二項第五号又は第六号に掲げる権利に係る私募（適格機関投資家等（次のいずれにも該当しないものに限る。）以外の者が当該権利を取得するおそれが少ないものとして政令で定めるもの限り、投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。）</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>二 第二項第二項第五号又は第六号に掲げる権利（同一の出資対象事業（同項第五号に規定する出資対象事業をいう。）に係る当該権利を有する者が適格機関投資家等（前号イからハまでのいずれにも該当しないものに限る。）のみであるものに限る。）を有する適格機関投資家等から出資され、又は抛出された金銭（これに類するものとして政令で定めるものを含む。）の運用を行う同条</p>	<p>（適格機関投資家等特例業務）</p> <p>第六十三条 次の各号に掲げる行為については、第二十九条及び第三十三条の二の規定は、適用しない。</p> <p>一 適格機関投資家等（適格機関投資家以外の者で政令で定めるもの（その数が政令で定める数以下の場合に限る。）及び適格機関投資家をいう。以下この条において同じ。）で次のいずれにも該当しない者を相手方として行う第二項第五号又は第六号に掲げる権利に係る私募（適格機関投資家等（次のいずれにも該当しないものに限る。）以外の者が当該権利を取得するおそれが少ないものとして政令で定めるものに限る。）</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>二 第二項第二項第五号又は第六号に掲げる権利（同一の出資対象事業（同項第五号に規定する出資対象事業をいう。）に係る当該権利を有する者が適格機関投資家等（前号イからハまでのいずれにも該当しないものに限る。）のみであるものに限る。）を有する適格機関投資家等から出資され、又は抛出された金銭（これに類するものとして政令で定めるものを含む。）の運用を行う同条</p>

第八項第十五号に掲げる行為（投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。）

2 適格機関投資家等特例業務（前項各号に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。以下同じ。）を行う者（金融商品取引業者等を除く。）は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一～六 （略）

七 適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

八・九 （略）

3 前項の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法人である場合においては、第七項第一号イからニまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面、定款（これに準ずるものを含む。）及び法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）

二 個人である場合においては、第七項第二号イからニまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

三 その他内閣府令で定める書類

4 前項第一号に掲げる書類を添付する場合において、定款が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

5 内閣総理大臣は、特例業務届出者（第二項の規定による届出をし

第八項第十五号に掲げる行為

2 適格機関投資家等特例業務（前項各号に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。以下同じ。）を行う者（金融商品取引業者等を除く。）は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一～六 （略）

（新設）

七・八 （略）

（新設）

（新設）

（新設）

た者をいい、次条第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者を除く。以下同じ。）に係る第二項各号に掲げる事項のうち内閣府令で定める事項を公衆の縦覧に供しなければならない。

6 特例業務届出者は、第二項又は第八項の規定による届出をしたときは、遅滞なく、当該特例業務届出者に係る第二項各号に掲げる事項のうち内閣府令で定める事項を記載した書面を作成し、これを主たる営業所若しくは事務所及び適格機関投資家等特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供し、又は内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

7 次の各号のいずれかに該当する者（金融商品取引業者等を除く。）は、適格機関投資家等特例業務を行つてはならない。

- 一 法人である場合においては、次のいずれかに該当する者
- イ 第二十九条の四第一項第一号イからハまでのいずれかに該当する者
- ロ 第二十九条の四第一項第二号に該当する者
- ハ 役員又は政令で定める使用人のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（次号ハにおいて「暴力団員等」という。）のある者
- ニ 外国法人であつて国内における代表者を定めていない者
- ホ 外国法人であつてその主たる営業所若しくは事務所又は適格機関投資家等特例業務を行う営業所若しくは事務所の所在する

（新設）

（新設）

いずれかの外国の第百八十九条第一項に規定する外国金融商品取引規制当局の同条第二項第一号の保証がない者

二 個人である場合においては、次のいずれかに該当する者

イ 第二十九条の四第一項第一号イからハまでのいずれかに該当する者

ロ 第二十九条の四第一項第三号に該当する者

ハ 暴力団員等又は政令で定める使用人のうちに暴力団員等のある者

ニ 外国に住所を有する個人であつて国内における代理人を定めていない者

ホ 外国に住所を有する個人であつてその主たる営業所若しくは事務所又は適格機関投資家等特例業務を行う営業所若しくは事務所の所在するいずれかの外国の第百八十九条第一項に規定する外国金融商品取引規制当局の同条第二項第一号の保証がない者

8 | 特例業務届出者は、第二項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

9 | 特例業務届出者は、適格機関投資家等特例業務のうち投資者の保護を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものを行う場合には、当該適格機関投資家等特例業務に係る第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利に係る契約において、適格機関投資家等特例業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府令で定める事

3 | 前項の規定に基づく届出を行った者（以下「特例業務届出者」という。）は、同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（新設）

項を定め、第二項の規定による届出又は前項の規定による届出（第二項各号に掲げる事項のうち内閣府令で定めるものの変更に係るものに限る。）後、内閣府令で定めるところにより、当該契約の契約書の写しを内閣総理大臣に提出しなければならない。

10| 前項の規定により契約書の写しを提出した特例業務届出者は、当該契約について同項に規定する内閣府令で定める事項に変更があつたときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該変更に係る契約の契約書の写しを内閣総理大臣に提出しなければならない。

11| 特例業務届出者が適格機関投資家等特例業務を行う場合においては、当該特例業務届出者を金融商品取引業者とみなして、第一節第五款、第三十六条第一項、第三十六条の三、第三十七条、第三十七条の三、第三十七条の四、第三十八条（第一号、第二号及び第八号に係る部分に限る。）、第三十九条、第四十条、第四十条の三、第四十条の三の二、第四十二条、第四十二条の二、第四十二条の四、第四十二条の七及び第四十五条並びにこれらの規定に係る第八章及び第八章の二の規定を適用する。

12|
13| (略)

(削る)

(新設)

4| 特例業務届出者が適格機関投資家等特例業務を行う場合においては、当該特例業務届出者を金融商品取引業者とみなして、第三十八条（第一号に係る部分に限る。）及び第三十九条並びにこれらの規定に係る第八章及び第八章の二の規定を適用する。

5|
6| (略)

7| 内閣総理大臣は、特例業務届出者の業務に係る状況を確認するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該特例業務届出者、これと取引をする者又は当該特例業務届出者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。次項において同じ。）に対し第二

(削る)

(特例業務届出者に対する監督上の処分等)

第六十三条の五 内閣総理大臣は、特例業務届出者の業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該特例業務届出者に対し、業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 | 内閣総理大臣は、特例業務届出者が適格機関投資家等特例業務に関し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反した場合には、当該特例業務届出者に対し、六月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3 | 内閣総理大臣は、特例業務届出者が適格機関投資家等特例業務に関し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反した場合であつて、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、当該特例業務届出者に対し、業務の廃止を命ずることができる

項の届出に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

8 | 内閣総理大臣は、第一項第二号に掲げる行為に係る業務を行う特例業務届出者の業務に係る状況を確認するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該特例業務届出者又は当該特例業務届出者から業務の委託を受けた者の営業所、事務所その他の施設に立ち入らせ、第二項の届出に関して質問させ、又は当該特例業務届出者の書類その他の物件の検査(同項の届出に関し必要なものに限る。)をさせることができる。

(新設)

4 内閣総理大臣は、前三項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項から第三項までの規定による処分をすることとしたときは、書面により、その旨を特例業務届出者に通知しなければならない。

6 内閣総理大臣は、第二項の規定により適格機関投資家等特例業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命じたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(報告の徴取及び検査)

第六十三条の六 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、特例業務届出者、これと取引をする者若しくは当該特例業務届出者から業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。以下この条において同じ。)に対し当該特例業務届出者の業務に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該特例業務届出者若しくは当該特例業務届出者から業務の委託を受けた者の営業所、事務所その他の施設に立ち入らせ、これらの者の業務の状況に關し質問(当該特例業務届出者から業務の委託を受けた者にあつては、当該特例業務届出者の業務に關し必要なもの

(新設)

に限る。)をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の検査(当該特
例業務届出者から業務の委託を受けた者にあつては、当該特例業務
届出者の業務に関し必要なものに限る。)をさせることができる。

改正案	現行
<p>（適格機関投資家等特例業務）</p> <p>第十七条の十二 法第六十三条第一項第一号に規定する適格機関投資家以外の者で政令で定めるものは、適格機関投資家以外の者であつて、その取得する法第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利に係る私募又は私募の取扱いの相手方となる時点において、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 国</p> <p>二 日本銀行</p> <p>三 地方公共団体</p> <p>四 金融商品取引業者等</p> <p>五 法第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利に係る私募又は同項第五号若しくは第六号に掲げる権利を有する者が出資若しくは拠出した金銭その他の財産について同条第八項第十五号に掲げる行為を業として行う者</p> <p>六 前号に掲げる者と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者</p> <p>七 金融商品取引所に上場されている株券の発行者である会社</p> <p>八 資本金の額が五千万円以上である法人</p>	<p>（適格機関投資家等特例業務）</p> <p>第十七条の十二 法第六十三条第一項第一号に規定する適格機関投資家以外の者で政令で定めるものは、適格機関投資家以外の者とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

九 純資産の額（貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。）が五千万円以上である法人
（新設）

十 特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人
（新設）

十一 資産流動化法第二条第三項に規定する特定目的会社
（新設）

十二 企業年金基金であつて、財産の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定める要件に該当するもの
（新設）

十三 外国法人
（新設）

十四 財産の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定める要件に該当する個人
（新設）

十五 前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者
（新設）

2 | 法第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利が次に掲げる要件に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、法第六十三条第一項第一号に規定する適格機関投資家以外の者で政令で定めるものは、前項に規定する者並びに適格機関投資家以外の者であつて投資に関する知識及び経験を有するものとして内閣府令で定めるものとする。

一 当該権利を有する者（以下この項において「出資者」という。）

（）が出資又は拠出をした金銭その他の財産を充てて行う事業が次に掲げるものであること。

イ 出資又は拠出をした金銭その他の財産の額から内閣府令で定める額を控除した額の百分の八十を超える額を充てて、株券その他の内閣府令で定める有価証券（投資を行った時点において金融商品取引所に上場されていないもの）に限り、内閣府令で定

めるものを除く。)に対する投資を行うものであること。

ロ 投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして内閣府令で定める場合を除き、資金の借入れ又は債務の保証を行うものでないこと。

二 やむを得ない事由がある場合を除き、出資者の請求により払戻しを受けることができないこと。

三 当該権利に係る契約において、法第六十三条第九項に規定する内閣府令で定める事項が定められていること。

四 当該権利に係る契約の締結までに、出資者に対し、前三号に掲げる要件に該当する旨を記載した書面を交付すること。

3| (略)

4| 法第六十三条第一項第一号に規定する権利を取得するおそれが少ないものとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するものとする。

一 当該権利の取得勧誘に応ずる取得者が適格機関投資家(法第六十三条第一項第一号イからハまでのいずれにも該当しないものに限る。以下この号及び次号イにおいて同じ。)である場合 当該権利に係る契約その他の法律行為により、当該権利を適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていること。

二 当該権利の取得勧誘に応ずる取得者が特例業務対象投資家(第一項に規定する者(第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する者)であつて、法第六十三条第一項第一号イからハまでの

2| (略)

3| 法第六十三条第一項第一号に規定する権利を取得するおそれが少ないものとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するものとする。

一 当該権利の取得勧誘に応ずる取得者が適格機関投資家(法第六十三条第一項第一号イからハまでのいずれにも該当しないものに限る。以下この号において同じ。)である場合 当該権利に係る契約その他の法律行為により、当該権利を適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていること。

二 当該権利の取得勧誘に応ずる取得者が適格機関投資家等(法第六十三条第一項第一号に規定する適格機関投資家等をいう。)のうち適格機関投資家以外の者(同号イからハまでのいずれにも該

いずれにも該当しないものをいう。イ及びロにおいて同じ。）である場合 次に掲げる全ての要件

イ 当該権利に係る契約その他の法律行為により、当該権利を取得し又は買い付けた者が当該権利を一括して他の一の適格機関投資家又は特例業務対象投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていること。

ロ 当該権利が有価証券として発行される日以前六月以内に、当該権利と同一種類のものとして内閣府令で定める他の権利（ロにおいて「同種の新規発行権利」という。）が有価証券として発行されている場合にあつては、当該権利の取得勧誘に応じて取得する特例業務対象投資家の人数と当該六月以内に発行された同種の新規発行権利の取得勧誘に応じて取得した特例業務対象投資家の人数との合計が四十九名以下となること。

5|

(略)

当しないものに限る。ロにおいて「一般投資家」という。）である場合 次に掲げるすべての要件

イ 当該権利に係る契約その他の法律行為により、当該権利を取得し又は買い付けた者が当該権利を一括して他の一の者に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていること。

ロ 当該権利が有価証券として発行される日以前六月以内に、当該権利と同一種類のものとして内閣府令で定める他の権利（ロにおいて「同種の新規発行権利」という。）が有価証券として発行されている場合にあつては、当該権利の取得勧誘に応じて取得する一般投資家の人数と当該六月以内に発行された同種の新規発行権利の取得勧誘に応じて取得した一般投資家の人数との合計が四十九名以下となること。

4|

(略)

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（適格機関投資家等特例業務の相手方） 第二百三十三条の二 令第十七条の十二第一項第六号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 ファンド資産運用等業者（適格機関投資家等特例業務に係る出資対象事業持分を有する者が出資又は拠出をした金銭その他の財産を充てて行う事業において、当該出資対象事業持分の私募又は当該持分を有する者が出資若しくは拠出をした金銭その他の財産について法第二条第八項第十五号に掲げる行為を業として行う者をいう。以下この項において同じ。）の役員又は使用人</p> <p>二 ファンド資産運用等業者の親会社等（令第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。第二百三十三条の四第三項第二号において同じ。）又は子会社等</p> <p>三 ファンド資産運用等業者から出資対象事業持分を有する者のため運用を行う権限の全部又は一部の委託を受けた者</p> <p>四 ファンド資産運用等業者が運用として行うこととなる取引の対象となるものの価値又は価値の分析に基づく投資判断（投資の対象となるものの種類、数及び価格並びに売買の別、方法及び時期についての判断又は行うべき取引の内容及び時期についての判断</p>	<p style="text-align: center;">（新設）</p>

をいう。) に関し、口頭、文書(新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもので、不特定多数の者により随時に購入可能なものを除く。)その他の方法により助言を行うことを約し、当該ファンド資産運用等業者がそれに対し報酬を支払うことを約する契約を当該ファンド資産運用等業者と締結している者

五 前三号に掲げる者の役員又は使用人

六 ファンド資産運用等業者(個人である者に限る。)並びに第一号及び前三号に掲げる者の親族(配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。)

2 令第十七条の十二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める要件は、取引の状況その他の事情から合理的に判断して、その保有する資産(第六十二条第二号イからトまでに掲げるものに限る。次項第一号イ及び第二号並びに第四項第二号から第四号までにおいて同じ。)の合計額が百億円以上であると見込まれることとする。

3 令第十七条の十二第一項第十四号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 次に掲げる全ての要件に該当する個人であること。

イ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、その保有する資産の合計額が一億円以上であると見込まれること。

ロ 当該個人が金融商品取引業者等に有価証券の取引又はデリバティブ取引を行うための口座を開設した日から起算して一年を経過していること。

二 業務執行組合員等（組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員、匿名組合契約を締結した営業者若しくは有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員又は外国の法令に基づくこれらに類する者をいう。以下この号及び次項第四号ロにおいて同じ。）であつて、取引の状況その他の事情から合理的に判断して、当該組合契約、匿名組合契約若しくは有限責任事業組合契約又は外国の法令に基づくこれらに類する契約に係る出資対象事業により業務執行組合員等としてその保有する資産の合計額が一億円以上であると見込まれる個人であること（業務執行組合員等として取引を行う場合に限る。）。

4 令第十七条の十二第一項第十五号に規定する内閣府令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 その社員総会における議決権の総数の四分の一以上の数が国若しくは地方公共団体により保有されている公益社団法人又はその拠出をされた金額の四分の一以上の金額が国若しくは地方公共団体により拠出をされている公益財団法人であつて、地域の振興又は産業の振興に関する事業を公益目的事業（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二条第四号に規定する公益目的事業をいう。）とするもの

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、その保有する資産の合計額が百億円以上であると見込まれる存続厚生年金基金（改正前厚生年金保険法第三百三十六条の三第四項に規定する年金

給付等積立金の管理及び運用の体制が整備され、かつ、平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前厚生年金保険法第七十六条第二項の規定による届出がされているものに限る。）

三 外国の法令上企業年金基金又は前号に掲げる者に相当する者であつて、取引の状況その他の事情から合理的に判断して、その保有する資産の合計額が百億円以上であると見込まれる者

四 次に掲げる要件のいずれかに該当する法人

イ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、当該法人が保有する資産の合計額が一億円以上であると見込まれること。

ロ 当該法人が業務執行組合員等であつて、取引の状況その他の事情から合理的に判断して、組合契約、匿名組合契約若しくは有限責任事業組合契約又は外国の法令に基づくこれらに類する契約に係る出資対象事業により業務執行組合員等として当該法人が保有する資産の合計額が一億円以上であると見込まれること（業務執行組合員等として取引を行う場合に限る。）。

五 次に掲げるものの子会社等又は関連会社等（令第十五条の十六第四項に規定する関連会社等をいう。次条第一項第十号において同じ。）

イ 金融商品取引業者等である法人

ロ 金融商品取引所に上場されている株券の発行者である会社

ハ 資本金の額が五千万円以上である法人

ニ 純資産の額（貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除し

-
- て得た額をいう。次条第一項第二号において同じ。)が五千万円以上である法人
- 六| 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、一日において、次のイに掲げる金額に対するロ及びハに掲げる金額の合計額の割合が百分の七十以上であると見込まれる会社であつて、代表者(令第十七条の十二第一項第十四号に掲げる者に該当する者に限る。以下この条において同じ。)のためにその資産を保有又は運用するもの
- イ| 当該一日における当該会社の資産の帳簿価額の総額
- ロ| 当該一日における次に掲げる資産(第八号において「特定資産」という。)の帳簿価額の合計額
- (1)| 有価証券であつて、当該会社の特別子会社の株式又は持分以外のもの
- (2)| 当該会社が現に自ら使用していない不動産(不動産の一部分につき現に自ら使用していない場合は、当該一部分に限る。)
- (3)| ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利(当該会社の事業の用に供することを目的として有するものを除く。)
- (4)| 絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石(当該会社の事業の用に供することを目的として有するものを除く。)
- (5)| 現金及び国内の金融機関に対する預貯金その他これらに類する資産
-

- 八 当該一の日以前の五年間において、当該会社の代表者及び当該代表者に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等（株式又は持分に係る剰余金の配当又は利益の配当をいう。）及び給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）のうち法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十四条及び第三十六条の規定により当該会社の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなるものの金額
- 七 法第二条第二項第六号に規定する権利の発行者（当該権利を有する者が適格機関投資家、出資対象事業持分の発行者、令第十七条の十二第二項第一号から第十四号までに掲げる者又は前各号及び次号に掲げる者である者に限る。）
- 八 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、一の事業年度における総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合が百分の七十五以上であると見込まれる会社であつて前各号に掲げる者のためにその資産を保有又は運用するもの
- 5 前項第六号ロ(1)の「特別子会社」とは、会社並びにその代表者及び当該代表者に係る同族関係者が他の会社（外国会社を含む。）の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する場合における当該他の会社のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当しないものをいう。
- 一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、資産の帳簿価額の総額に対する有価証券（当該他の会社並びにその代表者及び当該代表者に係る同族関係者が他の会社（外国会社を含む。）の

総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する場合における当該他の会社の株式又は持分を除く。）及び前項第六号ロ(2)から(5)までに掲げる資産（次号において「特別特定資産」という。）の帳簿価額の合計額の割合が百分の七十以上であると見込まれること。

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、当該一の日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額に占める特別特定資産の運用収入の合計額の割合が百分の七十五以上であると見込まれること。

6 第四項第六号ハ及び前項の「同族関係者」とは、当該会社の代表者（代表者であった者を含む。以下この項において同じ。）の関係者のうち次に掲げるものをいう。

- 一 当該代表者の親族
- 二 当該代表者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 三 当該代表者の使用人
- 四 前三号に掲げる者以外の者で当該代表者から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
- 五 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族
- 六 次に掲げる会社
 - イ 代表者等（当該代表者及び当該代表者に係る前各号に掲げる者をいう。ロ及びハにおいて同じ。）が会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する場合における当該会社

ロ 代表者等及びこれとイの関係がある会社が他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する場合における当該の会社

ハ 代表者等及びこれとイ又はロの関係がある会社が他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する場合における当該の会社